

大阪府警察職員分限取扱規程（概要）

制定 昭和35年12月20日

本部訓令第27号

この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び大阪府警察職員の分限に関する条例（平成24年大阪府条例第90号（第2条各号に該当する場合を除く。））に定めるもののほか、職員の分限の取扱いについて必要な事項を定めたもので、

- 大阪府警察職員分限審査委員会の設置と運営等に関すること
- 分限の取扱いに関すること
- 分限処理に関すること

などの項目からなっている。